

第74回評議員会
 日時：7月10日(土)13時半～
 場所：自治体福祉センター4階



ホームページ <http://chibarouren.org/> / メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第355号
 2021年
 6月21日

発行
 千葉県労働組合連合会
 〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
 自治体福祉センター3F
 電話 043 (225) 5576
 FAX 043 (221) 0138
 発行人 本原康雄 定価20円

第 355 号 URL 版 2021 年 6 月 30 日
 発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター
 電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138
 発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

国とメーカー責任認める

5・17 建設アスベスト勝利判決

初めての最高裁判断

建設現場でアスベストを吸い込み、肺がんや中皮腫などの健康被害を受けた建設職人と遺族が国と建材メーカーに損害賠償を求め、東京・横浜・大阪・京都の各地裁に提訴した建設アスベスト訴訟。

この4件の集団訴訟の上告審判決が5月17日に最高裁判所であり、第1小法廷（深山卓也裁判長）は5人の裁判官全員の意見として国とメーカーの責任を認めました。全国各地で提訴されている建設アスベスト訴訟で、はじめての最高裁判断です。



長年の建設アスベスト訴訟にはじめての勝利判決

判決では「国は、1975年10月から2004年9月までの間、アスベストを含む建材について重篤な健康被害を出す危険があることを表示する様に指導するべきであり、防じんマスクなどの保護具の使用を事業者に義務付けるべきだった」と判断。建材メーカーについても「疾患発症の危険があることを建材に表示する義務を怠った」と指摘。シェアの高いメーカーの製品は現場に届いた可能性が高いなどとして各社の共同不法行為を認め、連帯して損害賠償責任を負うとしました。

「労働基準法や労働安全衛生法の保護範囲から外れる」などの理由から一部下級審で“救済対象外”

とされた『一人親方』について判決では、「労働安全衛生法57条の趣旨は労働者に該当するか否かにより変わらない」と判断し、一人親方を救済しないことは「著しく合理性を欠き、違法だ」と結論づけました。

一方で“屋外”作業の原告について最高裁は、「屋外作業でのアスベスト濃度が、規制値を下回っていたデータもある」として、国とメーカーの責任を認めた大阪・京都地裁の判決を覆し、訴えを全面

的に退ける決定を下しました。

判決に向けた宣伝行動

建設アスベスト訴訟は 2008 年 5 月の東京地裁への提訴を皮切りに、これまで全国八つの地裁に約 1200 人が提訴しています。

建設アスベスト訴訟の最高裁判決の行方にマスコミも注目し、世間の関心も高まる中、全国連絡会の呼びかけで判決日の 5 月 17 日の前後 1 週間に宣伝行動を実施。千葉土建は、33 か所で組合員や原告、家族ら 323 人が参加して、すべての被害者を救済するために補償基金制度の創設などを求め市民に訴えました。

13 日と 19 日に松戸駅で行った宣伝には、アスベスト弁護団の宗みなえ弁護士も参加。判決前に、「画期的な判断が下されることになる最高裁に注目してほしい」と呼びかけ、判決後の宣伝では建設アスベスト訴訟のたたかひの経過や判決の意義について語りました。

14 日と 24 日の新鎌ヶ谷駅での宣伝には、立憲民主党の宮川伸衆議院議員の秘書と藤代政夫前県議会議員が両日とも参加。藤代氏は「アスベスト被害は国の無為無策で広がり、補償基金創設で被害者全員を救済するのは当然だ」と主張。

16 日にアリオ市原で実施した宣伝には、2019 年にアスベストが原因による健康被害で夫を亡くした遺族が参加。「国や製造企業に殺された夫の遺影の前で謝罪させたい」と怒りを交え訴えました。

最高裁での勝利判決後、19 日に行った川間駅での宣伝では、市民から「テレビのニュース見たよ、おめでとう」などのメッセージや、本八幡駅ではアスベストの被害者から「長い運動が実り良かった」と話しかけられるなど、世論の関心の高さを感じる宣伝となりました。

コロナ禍の県民の各種制度の充実を

生活困窮者の実態を県に訴え

生活困窮者の救済を県に要請

千葉労連も参加する「いのちとくらしを守る何でも相談会実行委員会ちば」は、これまでのコロナ問題電話相談会や、街頭何でも相談会をもとにした生活困窮者の実態を県に対し緊急要請を行いました。5 月 17 日、要請に対する県回答を受け、項目を絞り込んで県担当課と懇談し、9 団体 11 人が出席しました。



生活困窮者の実態を訴え県に緊急要請

懇談の冒頭で藤岡拓郎代表は実行委員会が行った相談会に寄せられた「使える制度が見えにくい」などの声や、生活困窮の実態をふまえて「コロナ禍で県民の各種制度の充実と市町村の対応の改善のため県の役割を充分に発揮してほしい」と話しました。

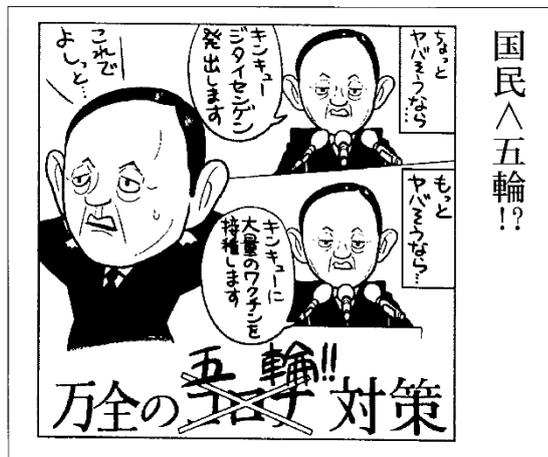
懇談では、県として市町村の対応の実態を把握し、特例貸付の再延長や償還免除対象者の拡大を国に要望することを求めました。また、生活困窮者が生活保護申請をためらわないよう適切な対応を求めました。

「国民年金」「国民健康保険」の特例減免や「地方税徴収猶予」や「緊急小口資金」「総合支援資金」「住宅確保給付金」などの各種支援金制度を活用出来る様、制度の案内と支援のために専用のワンストップサービス窓口を県と市町村の連携で各自治体に設置することを要望。

また、コロナ感染症の罹患者への「傷病手当金」支給について国が被用者に限定していることから、事業者や個人事業主など国保加入者すべてにするよう財政確保を国に要請するよう求めました。

波濤

男子プロバスケットリーグ B1 の年間リーグチャンピオンを決めるチャンピオンシップ (CS) のファイナルは、千葉ジェッツふなばしと宇都宮ブレックスが一勝一敗で第三戦を行い、71 対 62 でジェッツがリーグチャンピオンとなった。天皇杯三連覇でリーグチャンピオンにも手が届くと応援を続ける中で、三度目のファイナル挑戦でようやく栄冠をつかんだ。コロナ禍でのリーグ運営等、大変な苦労があったと思うが、ファイナルまで応援できたことに感謝したい▼大規模な国際的イベントのオリンピック・パラリンピックでは、国内外に安心・安全の万全な対策を示す必要がある▼いのちを守るための対応に利権がらみの忖度は許されない。



【2面】

コロナ終息へ・ワクチン投与 高齢者の先行接種開始

ワクチンの接種開始

5 月 24 日、千葉健生病院の児玉事務局長にワクチンについてのお話を伺いました。

現在、ワクチンは県から市町村に発注して約 1 週間後に当院に入荷されます。高齢者のワクチン接種による予約時にはパニックがおきました。電話はほぼ繋がらず、留守番電話にもならない状態でした。

5 月 10 日には約 300 人が殺到し、5 月 13 日には、約千人が病院にワクチン予約の為、来院しました。駐車場スペースが少なく、多くの人を帰すことになりました。



ワクチン注射接種=6月14日・蘇我
コミュニティセンター

ワクチンの有効性と副反応

ワクチンの有効性は約 95%です。出る症状としては、職員の半分が熱を出しました。木刀で体を叩かれている様だと表現する人もいますが、無症状の人もいて、個人差があります。

1 回目は症状が 3 割出て、2 回目はそれ以上出る確率です。高齢者がワクチンを打ち、仮に副反応が出てもそれはワクチンの抗体が出来ている証拠です。アナフィラキシーなどの重症な副反応はほぼないです。主な副反応として熱や痛みや筋肉痛などが出ます。

政府も混乱し、最初は 1 回の接種と行っていましたが、現在は専門家もワクチンの 2 回接種を推奨しています。ワクチンについては、騒乱状態で予約をただけで喜んで帰る人もいます。

大型接種会場で打ち始めたので、終息に向けた国の目安は出来ました。変異ウイルスへの対策にも力を注ぐ必要があります。ワクチンについては封を開けたら 5～6 時間で十分な効果が得られないので、管理方法も工夫する必要があります。

基本的な予防対策になりますが、アルコール消毒、マスクや手洗いをこまめにしましょう。人とのコミュニケーションをよくとり、ストレスを溜めずにメンタルを健やかに保ちましょう。これからはウイルスと共存の時代です。ワクチンの効果は半年で、1 日も早い特効薬がのぞまれます。安心・安全なワクチンが供給されるまでは自己防衛を万全にしましょう。

千葉県内の (6・21 現在) ワクチン接種率は一回目は約 84 万人、二回目は約 24 万人が接種済み。



ワクチン接種後の問診の様子

コロナの影響 より深刻に

6・12 コロナ問題何でも相談会

新型コロナウイルスの影響が広がる中、「6・12 コロナ問題何でも相談会」無料電話相談会が 6 月 12 日 (土) に行われました。相談者は男性 7 人、女性 3 人、合計 10 件の相談が寄せられました。弁護士 2 人とちば労連労働相談員 3 人が相談に対応しました。

今回の相談では、30 代～70 代までの幅広い年齢層で自営業、非正規と無職の人から相談が寄せられました。

「派遣の仕事がなくなり、妻は家出をし、住宅確保給付金の申請に行ったが妻の収入がわからないので受け付けてもらえなかった」(30 代男性)

「持病がある。家族の介護の為に仕事を退職し無職に。貯金があるので生活保護も使えない。コロナ禍で何か使える支援はないか」(50 代男性)

「10 年前に内縁の夫の借金を立て替えたが、本人は死亡した。その弟に返済をお願いしたが、借金の証明できなければ払わないといけない」(50 代女性)

「パートの仕事がコロナの影響で半分以下に。生活が出来ない。」(60 代女性)などの相談が寄せられました。コロナ禍の影響ばかりではなく、健康不安など精神面にも深刻な影響が広がっていることが明らかになりました。



親身に相談にのる

引き続き解雇や賃金の不払いやパワハラなどの労働相談や、生活相談などの問題に各分野の専門家が対応しますので、お知り合いにも声をかけて下さい。

何でも相談会に限らずに、日常的に労働相談センターを開設しているので、お困りの人は 0 1 2 0 - 3 7 8 - 0 6 0 まで相談して下さい。

労働相談一ヶ月 ～最低賃金で働かされる労働者～

Q 貨物配送の職場でトラック運転手をしていました。この間、長時間労働を強いられ、体力的にきつくなり退職することになりました。賃金が安くおかしいと思うのですが、計算してもらえますか。(給与明細を持参)

A 労働時間を聞くと、午前 2 時に出勤し、午後 14 時終了という勤務形態になっています。しかし、給与明細には「深夜勤務手当」の支払の記載がありません。雇用契約書はもらったことはないという話で、労働条件の詳しいことがわかりません。

給与明細には、月額とみなし残業代、交通費の記載しかありません。会社に問い合わせた方が早いと考え、労働条件の詳細説明を聞きたいと F A X したところ、説明する文書が届きました。

賃金は、最低賃金額×所定内労働時間×労働日数、他にみなし残業代があり、その中に深夜勤務手当が含まれていることになっています。全支払額を労働日数で割ると 1 日 1 1 5 0 0 円程度になるため、最低賃金額で働かされていることをわかっていない状態になっています。

当然、最低賃金だけでは生活ができない低賃金額になります。そのため、みなし残業代が所定内賃金(最低賃金)と同じくらいの額になっていて、毎日 3 時間程度の残業をすることで生活が成り立つ仕組みになっていました。

賃金の支払金額がおかしいという労働者の直感はずるどいものがありました。しかし、法的に不払いという事実は確認できませんでした。最低賃金の大幅な引き上げ以外に解決ができない相談でした。改めて、最低賃金の引き上げの大切さを感じた労働事例でした。【中林】